

令和7年度事業計画

一般社団法人群馬県農業会議

第1 事業方針

国は、昨年5月に「食料・農業・農村基本法」を四半世紀ぶりの改正を行い、食料安全保障の確保と、環境との調和、農業の持続的な発展、農村の振興を柱とする内容が盛り込まれた。現在、法改正を受けて基本的な施策の方向性を具体化するために食料・農業・農村基本計画の策定に向けて検討が行われている。

同基本法と併せて、関連3法(食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法)についても改正が行われた。この中には農地法も含まれており、農地の適正利用を推し進めるために、農地の権利取得の許可要件に農業関係法令の遵守状況の追加や、権利取得後に耕作の事業に供することなく他者への譲渡や、転用した者を排除することが政省令や事務処理要領に規定されることとなっている。

一方、市町村は、この3月までに地域計画の策定を終え、4月以降は同計画の実行・実現と見直しが求められることとなる。農業委員会においても市町村とともに連携し、「農地利用の最適化」の取り組みをとおして、同計画の実現等に向けて担い手等への農地集積や、新規就農者の確保等を更に推進することが重要となる。

農業会議(農業委員会ネットワーク機構)としては、今日の農業・農村や、農業委員会を巡る情勢等を踏まえ、会員組織の体制を強化し、県や農地中間管理機構、各関係機関・団体と連携を図りながら、以下に掲げる重点取り組み事項を中心に業務を執行するものとする。

第2 重点取り組み事項

1 農業委員会の体制強化に向けた支援

令和7年度以降、農業委員会にも地域計画の実現と更新への対応が求められることから、各農業委員会の活動を踏まえ、新たな農業委員等が農地利用最適化の推進や、農村現場での活動を支援するために、会議、研修会を開催するとともに農業委員会への巡回などによる情報提供や、助言活動を行う。

2 農地法等の法令業務の適正な執行

市町村農業委員会等から求められた意見聴取事案については、農業委員会及び県担当部局と密接な連携により常設審議委員会において、これまでと同様に適正かつ円滑に処理する。

3 農地等利用の最適化の推進

(1) 担い手への農地利用の集積、集約化に向けた支援

- ① 市町村が策定した地域計画は、今後見直しが行われることから、農業委員会は引き続き、その一部である目標地図の素案作りを担うことになる。素案作りには、農業委員会サポートシステムや、タブレット端末が欠かせないことから、より一層の利活用を推進するとともに、操作研修会等を開催し農業委員会活動を支援する。
- ② 農業委員会と農地中間管理機構との間で、農地等利用の最適化に関する連携体制の強化が図られるよう研修会等を開催し、現地活動の支援を行う。

(2) 遊休農地の発生防止、解消に向けた支援

- ① 農業委員会が行う農地の利用状況調査と利用意向調査の確実な実施を支援し、遊休・荒廃農地の発生防止・解消対策を推進する。
- ② 守るべき農地を明確にしたうえで、再生利用が困難な農地については、地域における将来の農地利用のあり方や、業務の効率化を図る観点等から非農地判断の取り組みを推進する。

(3) 新規就農の促進に向けた支援

- ① 国・県等が実施する新規就農相談会等へ、農業委員会が参加できるようきめ細かな情報提供等の支援を行う。
- ② 本県農業の次世代を担う人材を確保・育成するために、県内外の若者を対象にした就農相談活動等を行う。

4 担い手の確保・育成対策

(1) 認定農業者等の育成・確保

- ① 認定農業者等の担い手を対象に、農業経営改善に向けた研修会の開催や税理士・社会保険労務士等の専門家に直接相談できる経営相談会を開催する。
- ② 自らの経営課題の改善に意欲的に取り組む農業者を支援対象者として位置

づけ、生産性の向上や、人材の確保、資金調達、円滑な経営継承等の様々な経営課題に対して専門家を派遣するとともに、県関係機関と連携した伴走支援を行う。

- ③ 新規参入希望者等に対して、本県農業の魅力等の情報発信と就農相談を行い、市町村等関係機関と連携して、その定着に努める。

(2) 雇用就農者の育成

新規就農者の育成・確保と農業分野での雇用創出を推進するため農業法人等が、新たに雇用した従業員に対して行う人材育成等の研修を支援する。

(3) 農業者年金制度の推進

将来、安心した老後生活を送ることができるように、担い手等に対し、制度のメリットを広く周知し加入推進を図る。そのために、各市町村に加入推進部長（農業委員、女性農業委員等）を設置し、JA組織と協力し加入推進活動を着実に取り組めるよう研修会を開催する。併せてSNS等のメディアを活用した広報活動を展開する。

また、業務受託機関である農業委員会に対しては、研修会等をとおして本制度の理解促進を図り、円滑な事務処理と加入推進に資する。

5 「農地等の利用最適化の推進施策に関する意見」の提出

日頃の農業委員会ネットワーク業務を通して得られた農業者が抱える課題や要望等に基づき、県等に対し農業の健全な発展に向けた「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を提出する。

また、全ての農業委員会が市町村等の行政機関に対し、同様に意見の提出を行うよう働きかけを行うとともに、その取り組みを支援する。

第3 推進業務項目

【業務規程Ⅱ-2-(1)】

1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

農地等の利用の最適化活動、円滑な農地事務及び農業委員会への女性参画を推進するため、農業委員会等との相互の連絡調整と、委員・職員等を対象に次の研

修等を実施する。

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

農地等の利用の最適化の推進を図るため、農業委員会等に対する情報提供、現地活動等による助言を行う。

- ① 「農地利用最適化推進指針」等の作成支援
- ② 「最適化活動の目標の設定等」の確認
- ③ 農業委員会巡回支援の実施

(2) 農業委員、農地利用最適化推進委員等を対象とした研修の実施

農業委員長等に対して当該年度の業務推進方針の説明や、農業委員、農地利用最適化推進委員等を対象に農地法等関連法令、農地等の利用の最適化の推進、タブレット端末の操作について研修等を実施する。

- ① 農業委員長または事務局長を対象とする研修会 2回
- ② 農業委員会等研修会 1回
- ③ タブレット端末操作の巡回研修会（現地確認アプリ・ワンデスクシステム）
- ④ 改選された農業委員会の巡回研修会

(3) 職員を対象とした研修の実施

農地法等関係法令の農地事務をはじめ、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化の推進、遊休農地に関する措置等の基礎的知識、実践的な手法の習得に関する事項及び農業委員会サポートシステムの操作・活用方法や、目標地図の素案作りに関する研修を実施する。

- ① 農業委員会事務に関する研修会
- ② 農業委員会サポートシステムの操作等研修会

(4) 「ぐんま農業委員会女性ネットワーク」の活動に対する協力・支援

女性農業委員・農地利用最適化推進委員として地域農業における役割の発揮や、農村女性の地位向上等に関する研修会を開催するとともに、全国等で開催される研修会への参加を促す。

- ① 会員を対象にした研修会の開催 1回
- ② 関東ブロック女性農業委員等研修会への参加（令和7年度開催県：千葉県）
- ③ 全国農業委員会女性協議会が主催する研修会等への参加と県内女性委員との情報共有

【業務規程Ⅱ-2-(2)】

2 農業委員会の農地に関する情報の収集、整理及び公表事務の支援業務

(1) 農業委員会等における農業委員会サポートシステム整備の推進

- ① 農地情報、地図情報等の更新に関する助言
- ② 農業委員会サポートシステムの操作等研修会（前掲）の開催、操作指導
- ③ タブレット端末の操作指導

(2) 関連する助言活動

- ① 農地中間管理機構等に対する農地情報の円滑な提供に関する助言
- ② その他、農地情報の公表、提供に関する助言

【業務規程Ⅱ-2-(3)】

3 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

(1) 農業経営・就農支援センターの業務（うち農業経営）

農業経営の税務申告、雇用労務、法人化、経営継承等の様々な経営課題の解消に向けた支援を行う。

- ① 専門家（税理士・社会保険労務士・中小企業診断士等）による経営相談会の開催
- ② 認定農業者等の担い手を対象とした経営セミナーの開催
- ③ 経営改善に意欲ある重点支援対象者の経営診断や経営戦略の作成からその目標の実現に向けた継続的な支援
- ④ 経営改善に意欲ある重点支援対象者に対する担い手支援スペシャリスト派遣による個別指導・助言等

(2) 雇用就農者支援対策

農業法人等が、新たに雇用し、農業経験の少ない就農希望者を対象に、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるために行う人材研修等に対して、その研修経費の一部を助成する「雇用就農資金」を活用し、新規就農者の育成・確保と農業分野での雇用の創出に取り組む。

- ① 事業参加者の募集
- ② 研修実施状況や研修終了後における就農状況調査
- ③ 助成金交付申請等に係る受付・指導

- ④ 研修指導者・雇用就農者に対する研修会の開催
- ⑤ 農の雇用事業等の従業員を対象とした日本農業技術検定試験会場の実施

(3) 新規に農業経営をしたい者への相談活動

農業参入を希望する一般企業や個人を対象に、農地関係制度や支援策の情報提供をすることで就農相談活動を行う。

【業務規程Ⅱ-2-(4)】

4 法人化の支援、その他農業経営の合理化支援業務

(1) 群馬県担い手育成総合支援協議会の構成員としての業務

- ① 認定農業者等を対象に、以下のとおり担い手対策に取り組む。
 - ア 認定農業者等を対象とした経営改善研修会の開催
 - イ 農業経営の法人化に関する支援
 - ウ 群馬県認定農業者連絡協議会の活動支援
 - エ 認定農業者等の経営改善等に関する資料の作成・配付
 - オ 全国優良経営体表彰への推薦
 - カ 担い手への情報発信（メールマガジン等）
- ② 畜産等から産出される糞尿等を堆肥化して国内での利用・循環を促進するため、連携して取り組む事業者（原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者）への施設整備等を支援する。

(2) 農業者年金業務に関する指導

農業委員会等の市町村段階の業務受託機関において、農業者年金制度の効率的かつ適正な業務の執行が図られるよう、農業者年金基金等関係機関の指導のもと、次の取り組みを行う。

- ① 担当国会議及び研修会の開催
- ② 加入推進部長等の活動支援及び研修会（加入推進特別研修会）の開催
- ③ 制度の普及と年金業務を適正かつ円滑に実施するための意見交換
- ④ 農業委員会等からの相談活動、制度説明会の実施
- ⑤ 制度普及資料等の作成・提供
- ⑥ 広報媒体やSNS等を活用した制度のPR

(3) 中山間地域の活性化支援

専門的知識及び経験を有する地域興しマイスター派遣を通じて、中山間地域

等の農業・農村の活性化や、グリーン・ツーリズム、農泊等の推進を図る。

派遣回数は、18回

【業務規程Ⅱ-2-(5)】

5 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

(1) 群馬県農業法人協会の運営

農業法人が抱える諸課題を解決するとともに、会員の健全な経営発展・確立に向けた活動を行う。

① 研修会等 3回

経営能力向上や農政課題等を踏まえた研修会の開催や、農場視察等を実施する。

② 関係機関との連携活動

(公社)日本農業法人協会が主催するセミナー・各種行事への参加、各県農業法人協会との連携活動の実施及び関係機関との連絡提携を図る。

③ 情報交換・交流活動

会員及び賛助員、関係機関との情報交換・交流活動を実施する。

(2) 群馬県稲作経営者会議の運営

稲麦作経営の確立を図るために、栽培技術及び経営改善に向けた研究会等を開催し、会員相互の研鑽を行う。

① 研修・研究会 3回

稲麦作の技術、経営に関する研修会の開催や農場視察等を実施する。

② 関係機関との連携活動

全国稲作経営者会議等が主催するセミナー・各種行事への参加、各県稲作経営者会議との連携活動の実施及び関係機関との連絡提携を図る。

③ 情報交換・交流活動

会員及び関係機関との情報交換・交流活動を実施する。

(3) 群馬県国際農業者協会の運営

本会の会員は、海外での農業研修経験者等で、地域農業の振興や国際協力の推進を活動の基本とし、会員個々の経営改善を図るなどの事業推進にあたっては、関係機関・団体と連携して行う。

① 海外農業研修制度の周知

農業等を専門に学ぶ大学生、専門学校生を対象に、会員による体験談や制

度を説明し海外農業研修事業へ参加するよう働きかける。

② 帰国報告会・派遣歓送会 1回

海外での農業研修を終えた者の帰国報告会をはじめ、これから研修を行う者の歓送会、会員等による営農研究会を併せて開催する。

③ 関係機関との連携活動

(公社)国際農業者交流協会が主催する各種研修会等への参加、他の都道府県国際農業者協会との連携活動の実施および県等の関係機関との連絡提携をする。

④ 情報交換・交流活動

会員及び関係機関との情報交換・会員交流を実施する。

【業務規程Ⅱ-2-(6)】

6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

(1) 田畑売買価格等に関する調査

各農業委員会から情報を収集して取りまとめる。

(2) 農作業料金・農業労賃に関する調査

各農業委員会から情報を収集して取りまとめる。

(3) 国や全国農業会議所、県等からの依頼による調査

随時対応する。

(4) 農業委員会広報の推進

「農業委員会だより」の発行や市町村広報の誌面活用による情報提供活動の支援協力を行うとともに、全国農業会議所が主催する「全国農業委員会だよりコンクール」に推せんをする。

(5) 全国農業新聞の普及推進

① 普及拡大活動

農業委員会ネットワークの情報紙である全国農業新聞を各農業委員会、全国農業会議所と連携・協力し普及推進する。

特に、農業委員・農地利用最適化推進委員の全員購読に向けて、強力に推

進する。

② 地方版の充実

各農業委員会、全国農業会議所と連携・協力しながら地方版（県版を含む）紙面の充実を図る。

（６）全国農業図書の普及推進

農地相談活動等の農業委員会活動に必要な農地専門図書をはじめ、広く農業者に対する農政施策等をPRするためのリーフレット、農業経営に必要な専門書等である「全国農業図書」を、全国農業会議所と連携して普及推進する。

【業務規程Ⅱ-2-(7)、Ⅳ-3】

7 農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

（１）常設審議委員会

毎月1回開催し、審議により次の事項を処理する。

- ① 農地法等その他の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行うとされた事項を処理する。
- ② 関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の企画立案や改善についての意見等を処理する。

8 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び本会の目的を達成するために必要な業務

（１）本会の運営に関する業務

① 通常総会

時期：6月23日（月）開催予定。

内容：令和6年度の事業実績、決算等について、審議を行う。

※ 必要に応じて臨時総会を開催する。

② 理事会

時期：5月20日（火）、3月16日（月）の2回開催する予定のほか、必要に応じて開催する。

内容：本会の業務執行や事業計画、収支予算、総会提出議案等について、審議を行う。

(2) 表彰事業

① 船津伝次平翁功德顕彰事業

船津伝次平翁の業績を顕彰するため、本県農業及び農村の振興発展に貢献した農業者の表彰を行い、その業績をたたえるとともに、これを広く県下に紹介し、地域農業の振興に資する。

② 永年勤続農業委員等表彰事業

本県農政及び農業振興に永年貢献した農業委員並びに推進委員等を表彰する。

(3) 農政対策

本県農業・農村の現状を踏まえた諸課題に対応するため、農政対策を次により実施する。

① 農地等の利用最適化の推進施策に関する意見の提出 1回

② 政府・国会に対する要請

ア 全国農業委員会会長大会での要請 1回（対象：農業委員会会長）

イ 全国農業委員会会長代表者集会での要請 1回（対象：地区代表の農業委員会会長）

③ 農政諸問題に係る調査活動の実施

農政諸問題に係る各種調査を実施する。

④ 農業委員会における農業者との意見交換会や行政機関等への意見提出に向けた支援等を行う。

⑤ その他、農政対策に必要なこと

(4) 関係機関・団体との連携強化

本会事業の効果的かつ適正な実施と円滑な運営を図るため、関係機関との密接な連携を図り、市町村農業委員会に対する総合的な支援体制の強化に努める。

(注) 【 】は、「農業委員会ネットワーク業務に関する規程」で機構として実施する業務内容を定めた条項を記載したものである。